

むつみ地域生活バス運転業務に係るプロポーザル実施要項

1. 目的

この要項は、むつみ地域生活バスの運転業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施により、業務委託の優先交渉権者を決定するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

むつみ地域生活バス運転業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

むつみ地域生活バスは令和2年に廃止となったむつみ地域内を運行する路線バスの代替交通として運行している。

むつみ地域は高齢化率が60%を超える地域であり、自ら移動手段を持たない高齢者等の交通弱者への対応が重要な地域であることから、地域住民の通院や通学、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

(3) 業務内容

①対象業務

別紙「むつみ地域生活バス運転業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

②業務内容等の詳細

プロポーザルにより選定された優先交渉権者と市が契約締結に向けた詳細協議を行った上で確定する。

(4) 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 業務の規模（上限額）

4,930,860円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、これは契約の際の予定価格を規定するものではない。

また、提案書とともに提出する見積書の金額は、この上限額を超えてはならない。

3. 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公 告 日：令和8年1月7日(水)

(2) 質 問 の 受 付：令和8年1月9日(金)から令和8年1月19日(月)午後5時まで

(3) 質 問 の 回 答：令和8年1月23日(金)

(4) 提案書の提出期限：令和8年1月30日(金)午後5時まで

(5) 提案書の審査日：令和8年2月上旬

(6) 審 査 決 定 通 知：提案書の審査日の翌日

(7) 運 行 開 始：令和8年4月1日(水)から

4. 参加資格

プロポーザルの参加資格者は、萩市内に事業所（営業所等を含む）を有し、その資

格が適切であると市長が認めるもので、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者が被補助人等制限行為能力者又は破産者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋等)に属する者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団との密接交際者を含む。)でないこと。
- (6) 役員又はこれに準すべき者が次のいずれかに該当している者でないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生又は更生手続を行っている者でないこと。
- (8) 萩市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる者であること。
- (9) 萩市の交通行政と、萩市の公共交通体系を理解し、地域住民の暮らしにより密着した公共交通ネットワークの形成を目指した企画立案を行うことができる者であること。

5. 提案書等の提出

(1) 提出先及び提出期限

提出先：〒758-0304 萩市大字吉部上3191番地1
萩市 むつみ総合事務所市民生活部門

提出期限：令和8年1月30日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

参加表明書(様式1号) 1部
提案書(様式2号) 1部
会社概要(様式3号) 1部
実施体制(様式4号) 1部
受注費用見積書(任意様式) 1部

※見積金額は、税込・円表示とすること。

(3) 提出方法

上記提出書類は、持参又は郵送により提出のこと。

6. 質問事項について

質問については、様式5号によりFAXにて行うこと。

受付した質問の回答については、質問者に対してFAXで回答する。

質問事項提出先 ①提 出 先：萩市むつみ総合事務所市民生活部門
FAX 08388-6-0218
②提出期限：令和8年1月19日（月）午後5時まで
③回 答 日：令和8年1月23日（金）

7. 審査について

「むつみ地域生活バス運転業務受託者選定委員会」において、総合的に評価し、次のとおり選定する。

（1）審査方法

提出された提案書等に基づいて、選定委員会による書類審査を行い、委員全員の評価が最も高い提案を行った事業者を当該契約の候補者（以下「受託候補者」という。）として選定する。

（2）審査基準

別紙「むつみ地域生活バス運転業務に係るプロポーザルの提案書審査基準」による。

（3）審査日

令和8年2月上旬

（4）その他

①審査結果については、審査翌日に提案書を提出した全ての事業者に書面を発送する。

②審査結果に対して、異議を申し立てることはできないものとする。

③審査において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その提案者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

ウ 本実施要項及び関係法令に違反した場合

④受託候補者選定後、上位の企画提案者が辞退又は失格となったときは、直近下位の企画提案者を候補者として選定する。

⑤企画提案者が一者のときは、審査基準に基づき審査を行い、本業務内容を履行できる水準にあると認められた場合に受託候補者に選定する。

8. その他

（1）提案に要した一切の経費は、全て提案者の負担とする。

（2）提出された全ての書類は、業者選定以外の目的には使用しない。

（3）提出された全ての書類は、返却しないものとする。

（4）提案書を受理した後、提出期限を過ぎてからの提案の追加、修正は認めないものとする。

（5）提案書を提出した後、事情等により参加を辞退する場合には、1月30日（金）午後5時までに辞退届を提出するものとする。

（6）提案書等について情報公開請求があった場合は、萩市情報公開条例に基づき、公開することがある。